

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(受)第1592号
決定日 令和7年2月26日
裁判所 最高裁判所 第二小法廷
裁判長裁判官 尾 島 明
裁判官 三 浦 守
裁判官 草 野 耕 一
裁判官 岡 村 和 美
当事者等 申立人 
同訴訟代理人弁護士 児玉 晃一 ほか
相手方 国
同代表者法務大臣 鈴木 馨祐
同指定代理人 田中 貴大
原判決の表示 東京高等裁判所令和4年(ネ)第4956号(令和6年5月16日
判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年2月26日

最高裁判所 第二小法廷

裁判所書記官 阿部 真二

これは正本である。

令和7年2月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 阿 部 真 二

